

最高裁秘書第1595号

令和3年5月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の質問については、令和3年5月20日に答申（令和3年度（最情）答申第3号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

質問番号 令和2年度（最情）質問第34号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）諮詢第34号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（最情）答申第3号）

件名：裁判官・検察官の給与月額表において判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書の不開示判断（開示対象外）に関する件（文書の特定）

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年12月18日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法行政文書不開示通知書記載の法令だけでは、「裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）」（以下「本件月額表」という。）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由は分からぬことから、対象文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 判事補の地域手当の月額については、裁判官の報酬等に関する法律9条1項、裁判官の報酬等に関する規則4条及び一般職の職員の給与に関する法律11条

の3第2項の規定により、報酬及び扶養手当の月額の合計額に、同項各号に定める地域手当の級地の区分に応じた割合を乗じて得た額とされている。

このことから、本件月額表の判事補の地域手当欄には、判事補の報酬及び扶養手当の月額の合計額に、本件月額表の（注）の2記載の支給割合（20%）を乗じて得た額を記載している。

したがって、本件開示申出文書として、上記法令が考えられるところ、法令は、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当しないので、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 そして、上記のとおり、本件月額表の判事補の地域手当欄には、上記法令に基づいて算出された額を記載しているにすぎず、苦情申出人が主張するように、本件開示申出文書を別途作成する必要はないことから、上記法令以外に本件開示申出文書を作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年1月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月19日 審議
- ④ 同年5月14日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 裁判官の報酬等に関する法律9条1項、裁判官の報酬等に関する規則4条及び一般職の職員の給与に関する法律11条の3第2項の規定によれば、判事補の地域手当の月額は、報酬及び扶養手当の月額の合計額に、同項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて算出される。

そして、当委員会庶務を通じて本件月額表を確認した結果によれば、本件月額表の判事補の地域手当欄に記載された金額は、判事補の報酬欄及び扶養手当欄にそれぞれ記載された金額の合計額に、本件月額表の（注）の2記載の支給

割合（20%）を乗じて算出される額と一致することが認められる。

このことを踏まえれば、本件月額表の判事補の地域手当欄に記載された金額が、判事補の報酬欄に記載された金額に20%を乗じて算出される額より多額となる理由は、上記法令の規定から明らかであるといえる。

したがって、本件月額表の判事補の地域手当欄には、上記法令に基づいて算出された額が記載されているに過ぎず、苦情申出人が主張するように本件開示申出文書を別途作成する必要はないことから、上記法令以外に本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、上記法令以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、上記法令以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において、上記法令以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子